

# 名古屋観光デジタルマップ利用促進事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

名古屋観光デジタルマップ利用促進事業 業務委託

## 2 事業趣旨

令和 5 年度に運用を開始した名古屋観光デジタルマップの利用を促進するため、現在の機能を向上させる機能開発とその機能を活用したイベント等を実施して、名古屋市内の回遊性の向上と名古屋観光デジタルマップの利用を促進することを目的とする。

## 3 委託契約期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 2 月 28 日まで

## 4 委託業務の内容

### (1)名古屋観光デジタルマップの機能向上

(<https://www.nagoya-info.jp/#dmap>)

- ・現在運用している名古屋観光デジタルマップの利用を促進するため、既存の機能を拡充させる機能追加を行う。
- ・想定する機能は、例えばスタンプラリーやクーポン機能など、デジタルマップの利用者を増加させ、広く浸透させることに寄与するものとする。
- ・追加する機能は、時限的に外部機能を導入するなど、柔軟な方法を提案できるものとする。なお、本体システムの拡張については、システム開発者兼現管理運営者 株式会社 New Ordinary 以外はできないものとする。
- ・外部機能の導入方法については、API 連携を前提とし、実現性について不明点がある場合は、別途募集要領で定める期間内に質問票で質問すること。ただし、外部機能連携に関する質問の内、その事業者の知見や独自技術に関するものについては事業者保護のため回答を質問者のみに限定する場合がある。

### (2) 観光デジタルマップの利用促進イベントの実施及び運営

- ・(1) の機能を活用して、令和 6 年 10 月～12 月ごろに市民や観光客が参加可能なイベントを開催し、運営すること。
- ・イベント期間は、少なくとも 1 か月以上継続するものとする。
- ・イベントに参加する施設等は、観光施設やホテル、飲食店等現在の観光デジタルマップ上に掲載されているスポットとし、イベント期間限定のスポット追加も可能とする。
- ・イベント参加施設の勧誘と諸条件の調整は、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー (以下ビューローという。) と相談の上、受託者が実施すること。
- ・イベント参加者に景品や特典を与えるなど、参加者拡大につながる企画内容とすること。

- ・ イベント終了後も引き続き継続できる機能・サービス等があれば付加し、継続的な利用者拡大につながるものとする。
- ・ 本イベントは主に日本人を対象とするが、インバウンド向けに英語対応も可能な提案とすること。
- ・ 提案のあった外部機能の本デジタルマップに実装するにあたり、管理運営者の作業目安として作業工数 20 時間程度を確保しているが、それを上回る作業が見込まれる場合は受託料の経費を充当すること。  
(作業想定：導入時に初期作業としてデジタルマップ側にスタンプラリー等の参加店舗データを一括で取り込む、データ連携のために API を開発または接続する等。)
- ・ システム不具合等、不測の事態に備えるため、イベント期間中、参加者や参加施設からの問合せに対応できる電話窓口及びランディングページを設置し、問合せに対応できる体制を構築すること。また、予め想定される利用者からの質問等に関しては、イベント参加者及び参加施設が自己解決を図れるよう、よくある問合せをまとめた FAQ を作成しローンチ時に問合せ電話窓口等と共にランディングページ内に公開すること。
- ・ ランディングページは和英併記とし、名古屋市公式観光サイト「名古屋コンシェルジュ」(<https://www.nagoya-info.jp/>)内に掲出できるよう、HTML 形式の完成状態で納品すること。サブドメインは別途指示する。

### (3) 広報の実施

- ・ 実施するイベントについて広報を行い、広く市民や観光客に周知すること。
- ・ 広報宣伝の手法は、WEB サイト及び SNS 等を利用する方法と、チラシやポスターなど印刷物等を配布する方法を併せて実施すること。
- ・ WEB サイトとは具体的に名古屋市公式観光情報「名古屋コンシェルジュ」内のトップスライド及びイベント用のランディングページを指す。
- ・ SNS とは具体的に名古屋市公式観光情報「名古屋コンシェルジュ」の各公式 SNS を指す。アカウントは以下の通り。
 

X	(日本語@nagoyainfo.jp)
Instagram	(日本語@nagoya_info)
Facebook	(日本語@nagoya.info、英語@visitnagoya.japan)
- ・ トップスライドのサイズは日本語（横）1200 ピクセル×（縦）600 ピクセル、英語（横）1200 ピクセル×（縦）900 ピクセルとし、ランディングページへの導入を促すものとする。その他、WEB 広告なども活用し周知に努めること。
- ・ 印刷物の最低作成部数は合算で 5,000 部程度とし、配布先は市内観光案内所や観光施設、ホテル等、ビューローが別途指示する配布先に指定された部数を期限までに納品すること。

### (4) 利用者データの取得、解析

- ・ 本イベントに参加するスポット・店舗等に参加者が来訪したことがわかるデータ（年齢、性別、国籍等の属性）を取得し、その特性等を解析し

てイベント終了後に報告書に掲載すること。

#### **(5) 定例ミーティングの実施**

- ・委託業務の実施にあたり、ビューローと毎月1回以上のミーティングを行うこと。定例ミーティングはオンラインでの実施も可とするが、ビューローが対面実施が必要と判断した場合は、原則としてこれに応じること。

#### **(6) KPI (目標値)**

- ア イベント参加者数 5,000人/月以上
- イ イベント参加スポット数 20スポット以上を目標とする。

#### **(7) その他自由提案**

- ・上記以外に、機能向上および利用促進につながる有効な方策がある場合は提案すること。

### **5 成果物の提出**

- ア 事業報告書
  - ・実施概要
  - ・利用者数、利用者属性、訪問スポット数など利用状況
  - ・広報成果、広告等出稿実績等
  - ・事業全体における成果、課題の分析等
  - ・イベント開催中の問題点や、参加者及び参加施設からの質問と対応等
- イ 提出期限  
令和7年2月14日

### **6 委託契約期間**

契約締結日から令和7年2月28日まで

### **7 その他**

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時まで返却すること。

### **8 受託者の義務**

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。

(4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(5) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。

(6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

(7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定め

る指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

## 9 問い合わせ先

(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー  
総務部コンテンツ戦略グループ 担当 永田、小川  
〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号  
名古屋商工会議所ビル 11 階  
TEL (052) 202-1145 FAX (052) 201-5785  
e-mail senryaku@ncvb.or.jp